

# 彦根市デイサービスセンター きらら

## 彦根市グループホーム ゆうゆう

### 〈重要事項説明書〉

- 通所介護(きらら・デイサービス 6時間以上7時間未満)
- 介護予防通所介護(きらら・デイサービス)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

### 契約者及び連帯保証人の方へ

“彦根市デイサービスセンターきらら”ならびに“彦根市グループホームゆうゆう”の重要事項説明書です。  
ご説明しますので御理解の上、記名・捺印をお願いします。

## 〈重要事項説明書〉

# “彦根市デイサービスセンター きらら” “彦根市グループホーム ゆうゆう”のご案内

## 1.センターの概要

### (1)施設の名称等

施設名	彦根市デイサービスセンターきらら	彦根市グループホームゆうゆう
事業種別	通所介護(6時間以上～7時間未満)	認知症対応型共同生活介護
	介護予防通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
開設年月日	平成14年2月12日	
所在地	彦根市川瀬馬場町1015番地1	
電話番号	0749(28)7353	0749(28)7662
ファックス番号	0749(28)9322	0749(28)7662
管理者	所長 土川 裕人	所長 小島 由香里
介護保険指定番号	2570200325	2570200325

### (2)彦根市デイサービスセンターきらら・彦根市グループホームゆうゆうの目的と基本方針

#### 〔経営理念〕

“しあわせな老後をめざし「普通の生活を活力をつけてゆったり気分で仲間といっしょに楽しむ」ために「あたたかいもてなしの心」で提供し、地域社会に貢献する”

#### 〔目的〕

きららでは要介護老人で、入院治療を必要としない人に対しての看護・介護・リハビリ等の日常生活サービスをデイサービスの方法で提供し、心身諸機能の改善や日常生活動作の向上につとめるセンターです。

きららでは要支援(介護予防)老人で、入院治療を必要としない人に対して介護を必要とする状態を未然に防ぐこと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと目的に看護・介護・リハビリ等の日常生活サービスをデイサービスの方法で提供し、心身諸機能の改善や日常生活動作の向上につとめるセンターです。

ゆうゆうでは要介護老人で、入院治療を必要としない契約者に対して介護などの日常生活サービスを入居の方法で提供し、心身諸機能の改善や日常生活動作の向上につとめるホームです。

ゆうゆうでは要支援(介護予防)老人で、入院治療を必要としない契約者に対して介護を必要とする状態を未然に防ぐこと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐことを目的に日常生活サービスを入居の方法で提供し、心身諸機能の改善や日常生活動作の向上につとめるホームです。

この目的に沿って運営していますので、ご理解いただきご利用ください。

#### 〔基本方針〕

- 1.自立支援
- 2.明るい家庭的雰囲気作り
- 3.地域、家庭の結びつき重視
- 4.親切、快適、安心、満足、可能性の追求

### (3)きららの職員体制

- ・管理者(センター長) 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、通所介護計画の作成等を行う。
- ・介護職員 8名  
利用者への直接的な介護・機能訓練等のサービスの提供にあたる。
- ・看護職員 1名  
利用者への直接的な介護・機能訓練等のサービスの提供にあたる。
- ・生活相談員 1名以上  
事業所に対する利用の申込に係わる調整、利用者の生活相談、通所介護計画の作成、ボランティア・研修生の窓口担当等を行う。またサービス担当者会議等に施設の代表として参加調整を行う。
- ・機能訓練担当職員 1名  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

#### (4) ゆうゆうの職員体制

- ・管理者(センター長) 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・計画作成担当者(介護支援専門員) 1名(兼務)  
認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。
- ・介護職員(主任又はチーフ及びそれに準ずる) 1名  
介護職員(主任又はチーフ及びそれに準ずる)は、事業所に対する指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係わる調整、契約者の日常生活管理、職員等に対する技術指導、認知症対応型共同生活介護計画の作成などを行う。
- ・介護職員 6名  
契約者(入居者)に対し介護計画に基づいて日常生活が出来るように必要な援助を行う。

(5) 利用定員 きらら: 一日40人(介護予防も含む) 6時間以上7時間未満

(6) 入居定員 ゆうゆう: 9名 ・療養室 個室

(7) デイサービス開所日 月～土(但し、日曜日及び12/29～1/3は休日)

(8) 利用時間 きらら: 6時間以上7時間未満

## 2. サービス内容

きらら(6時間以上7時間未満)

- ① 通所介護及び介護予防通所介護計画立案・見直し
- ② 食事  
昼食 12時00分～13時00分
- ③ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する契約者には特殊入浴法(チェアー浴・寝台浴)で対応します。(ただし、契約者の身体の状態に応じてシャワー浴・清拭となる場合があります。)
- ④ 看護
- ⑤ 介護・日常生活の援助
- ⑥ 個別機能訓練・運動器機能向上訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ 基本時間外施設利用サービスについてはサービス計画に基づいて行います。料金については利用料金表をご参照ください。
- ⑩ その他

ゆうゆう

- ① ケアサービス  
当ホームでのサービスは、どのような介護サービスを提供すればなじみのある生活・安心した生活が送れるかというサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、契約者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、契約者・連帯保証人の希望を十分に取り入れ又計画の内容については同意をいただくようになります。
- ② 介護  
サービス計画に基づいて提供しています。
- ③ 生活サービス  
当ホーム入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に契約者の立場に立って運営しています。  
居室 個室  
食事 朝食(7時30分～8時30分) 昼食(12時00分～13時00分) 夕食(18時00分～19時00分)  
入浴 ご希望に沿った入浴形態を行います。

### 3.利用料金

#### (1)料金

・保険給付自己負担分ならびにその他料金については、別紙料金表をご覧ください。

#### (2)支払い方法

・毎月、前月分の請求書を発行しますので、その月にお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金で当事務所窓口までお願いします。(月～土8時30分～16時50分)

### 4.協力医療機関

#### 協力医療機関への受診

当センターでは、下記の医療機関・歯科医療機関と連携しております。

・協力医療機関・協力歯科医療機関

名 称 公益財団法人 豊郷病院

住 所 滋賀県犬上郡豊郷町八目12

#### 他施設の照会

当ホームでの対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って介護老人保健施設パストラルとよさと等の関連施設や関連機関が対応しますので、ご安心ください。

#### 緊急時の連絡先

緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 5.センター利用に当たっての留意事項

別途パンフレット「通所介護のご案内」ならびに「認知症対応型共同生活介護のご案内」をご覧ください。

### 6.非常災害対策

・防災設備 消火器、消火栓の設備完備、自動火災通報設備完備

・防災訓練 年2回

・BCP(業務継続計画)訓練 年1回…関連施設である、パストラルとよさとへの避難誘導。

### 7.禁止事項

当センターならびに当ホームでは多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、職員は誠意をもって介護にあたっておりますので、不当な要求や職員への暴言やセクシャルハラスメント行為や他の契約者に対して、利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行わないようにお願いします

### 8.要望及び苦情等の相談

当センターならびに当ホームには支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、センター長にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

きらら生活相談員	0749(28)7353
彦根市高齢福祉推進課	0749(24)0828
滋賀県国民健康保険団体連合会	077(522)2651
甲良町保健福祉課	0749(38)5151
豊郷町医療保険課	0749(35)8117

### 9.個人情報保護

別に定めた基本方針に基づき、利用目的の範囲内で同意書を受領して取扱をします。

### 10.賠償責任

①サービス提供に伴って事故が発生した場合、当センターならびに当ホームは、契約者及び連帯保証人に対して、速やかに連絡し誠意をもって話し合い、施設が法律上の損害賠償責任を負う場合は責任をもって対応します。

②契約者の責に帰すべき事由によって、当センターならびに当ホームが損害を被った場合、契約者及び連帯保証人は、連帯して、当センターならびに当ホームに対して、その損害を賠償するものとします。

③事故発生の際は市・町にも報告し対応を協議します。

### 11.その他

当センターならびに当ホームについての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

# 個人情報の利用目的

当事業所は契約者の尊厳を守り安全に配慮するとともに、お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的

### 〔内部での利用目的〕

- ・当事業所が契約者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護保険サービスの契約者に係る当事業所の管理運営事務のうち
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該契約者の介護・医療サービスの向上

### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が契約者等に提供する介護サービスのうち
  - 契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - 契約者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他の事務委託
  - 連帯保証人等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 上記以外の利用目的

### 〔内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基本資料
  - 当事業所において行われる学生の実習への協力
  - 当事業所において行われる事例研究

### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供

○上記のうち、他の事業者等への情報提供については同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更することができます。

“彦根市デイサービスセンターきらら”ならびに“彦根市グループホームゆうゆう”に関して、担当者による説明を受けました。  
尚、この本書を2通作成し、契約者・事業所説明者が署名し、1通ずつ保有するものとします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

〈利用区分〉

- 通所介護（きらら）
- 介護予防通所介護（きらら）
- 認知症対応型共同生活介護（ゆうゆう）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（ゆうゆう）

〈説明者〉 説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は担当者の説明を受けました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄

- 本人
- 家族      契約者との関係(      )
- 代理人      契約者との関係(      )

